

有資格業者の指名停止措置について

近畿運輸局は、有資格業者１者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行った。

記

1. 指名停止業者及び措置の内容

株式会社中央技術コンサルタンツ

期間：令和７年１０月２４日～令和７年１２月２３日（２ヶ月）

範囲：近畿運輸局管内

2. 指名停止の理由

株式会社中央技術コンサルタンツ（以下「当該事業者」という。）の東北支店長は、宮城県気仙沼市が発注した業務の入札において、気仙沼市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和７年７月２１日、宮城県警察に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、令和７年８月８日、仙台地方検察庁に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。

その後、当該事業者の東北支店長は、同市が発注した別の業務においても、同市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和７年８月２０日、仙台地方検察庁に公契約関係競売入札妨害の罪で追起訴された。

当該事実は、「「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について」（平成９年５月３０日付け官会第１２４２号）の別表第２第８号（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当するため。